

慶弔見舞金規程 新旧対照表

旧	新
<p>第3条 本規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員、アルバイトとする。</p>	<p>第3条 本規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員、<u>契約社員、嘱託社員、アルバイト、出向者</u>（以下、「社員等」という）とする。</p>
<p>第5条 従業員は、本補則による慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、届出を要する。</p>	<p>第5条 <u>社員等</u>は、本補則による慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、届出を要する。</p>
<p>第6条 結婚祝金は、初婚・再婚に関わらず20,000円を支給する。 2. 当事者がいずれも従業員である場合は、第14条（重複不支給）の定めにかかわらず、双方に結婚祝金を支給することとする。</p>	<p>第6条 結婚祝金は、初婚・再婚に関わらず20,000円を支給する。 2. 当事者がいずれも<u>社員等</u>である場合は、第14条（重複不支給）の定めにかかわらず、双方に結婚祝金を支給することとする。</p>
<p>第8条 香典・供花代は、従業員、契約社員またはその家族が死亡したとき、次のとおり支給する。</p>	<p>第8条 香典・供花代は、<u>社員等</u>またはその家族が死亡したとき、次のとおり支給する。</p>
<p>第11条 従業員・契約社員・嘱託社員・パートタイマーが死亡したときは、別表1の死亡弔慰金を遺族に支給する。</p>	<p>第11条 <u>社員等</u>が死亡したときは、<u>300万円</u>の死亡弔慰金を遺族に支給する。</p>
<p>第12条 従業員・契約社員・嘱託社員・パートタイマーが無配当総合福祉団体定期保険普通約款に定める高度障害状態に該当したときは、一律300万円の高度障害見舞金を本人に支給する。</p>	<p>(削除)</p>